

第22回 総会議事録

- 1 開催の日時 平成31年4月25日(木) 午後2時00分～午後3時15分
- 2 開催の場所 松江市役所 本館西棟5階 「防災センター」
- 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

- 議 第125号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議 第126号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議 第127号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議 第128号 非農地確認について
議 第129号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第43号 会長専決処分の報告

報告第44号 事務局長専決処分の報告

- 4 出席委員(16名) 欠席委員(3名)

1番 宮廻 彰夫(出)	2番 富士本 数彦(出)	3番 高橋 裕典(出)
4番 青砥 芳美(出)	5番 磯部 美津子(出)	6番 勝田 達雄(出)
7番 角 可津夫(出)	8番 永江 りえ(欠)	9番 矢野 秀行(出)
10番 清水 秋廣(出)	11番 足立 裕子(出)	12番 吉岡 雅裕(欠)
13番 榎原 篤(出)	14番 渡部 文明(出)	15番 吉岡 幸雄(欠)
16番 岸本 定朝(出)	17番 浅野 真治(出)	18番 古藤 一郎(出)
19番 三島 進(出)		

- 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	豊島 耕	農地係主任	岡田 勝
農地係長	浅野 剛志	農地係副主任	高尾 祥和
農地係主幹	山本 政樹	農地係主事	伊藤 謙
農地係専門企画員	野津 慎一		

6 会議内容

議

長

定刻になりました。ただ今から第22回松江市農業委員会総会を開会します。

最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、8番の永江りえ委員、12番の吉岡雅裕委員、15番吉岡幸雄委員から提出されています。委員定数は19名のうち、16人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。

次に、本日の議事録署名委員を指名します。7番の角委員、9番の矢野委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の高尾副主任と伊藤主事にお願いします。

それでは、議事に入ります。議第125号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事

務

局

(議案朗読)

それでは、議第125号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。

今月の農地法第3条の許可申請は5件8筆で、番号1番から4番が所有権移転の案件で、5番が賃借権の設定、6番が使用貸借による権利の設定です。

それでは先ず、1番の案件からご説明します。申請は、古曾志町の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、譲渡人の要望によるものです。譲受人の世帯は、トラクター、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、3番の案件についてご説明します。申請は、上東川津町の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人の要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、申請地が自宅から近く耕作に便利な為です。譲受人の世帯は、耕運機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、4番の案件についてご説明します。申請は、東出雲町錦浜の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大の為です。譲受人は、噴霧器等の農業用機械を所有されております。取得後は、ハウスでミニトマトを栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。なお、譲受人は当該地区の下限面積の30aを満たしておりませんが、下限面積の例外である農地法施行令第2条第3項に該当するため、下限面積要件の適用はありません。これは、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められる場合に適用されるものです。

次に、5番の案件についてご説明します。申請は、朝酌町の田1筆を賃貸借されるものです。貸出人はご覧のとおりです。貸出理由は、労力不足によるものです。借受人はご覧のとおりです。借受理由は、申請地が自宅から近く耕作に便利な為です。受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、6番の案件についてご説明します。申請は、竹矢町の田4筆、現況畑を使用貸借されるものです。貸出人はご覧のとおりです。貸出理由は、市外在住で管理困難なためです。借受人はご覧のとおりです。借受理由は、経営規模拡大の為です。借受ける法人は、耕運機、運搬車等の農業用機械を所有されております。取得後は、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 1 番 委 員

長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

1番委員です。4月12日に現地調査班3班で現地調査を行いました。いずれの案件も事務局の説明のとおり特に問題もなく許可相当であると確認しました。

議

長

ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議

長

ないようでございますので、採決いたします。議第125号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議

長

ご異議なしということですので、議第125号は原案のとおり許可することに決めます。

次に議第126号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。なお、本案件と議第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号7番は関連する案件でございます。よって議第127号の番号7番を併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議

長

ご異議なしということですので、議第127号の番号7番を併せて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。

それでは、議第126号と、議第127号の番号7番について、事務局より、説明願います。

事 務 局

局

(議案朗読)

それでは、4条と5条7番について説明します。

まず、4条の1番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町名分の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域外です。転用目的は墓地です。転用面積は9.99㎡、所要面積も同様の9.99㎡です。事業計画ですが、現在の墓地が山中にあり、管理が困難なため、自宅隣接の申請地に墓地を移設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

4条の2番は墓地の申請でしたが、4月15日付で取り下げの申し出があり欠番とします。

次に、4条の3番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域外

です。転用目的は浄化槽です。転用面積は、260㎡のうち6㎡、所要面積も同様6㎡です。事業計画ですが、便所を水洗化するのに伴い、生活排水処理施設を設置するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次の4条の4番と5条の7番については、関連案件ですので、併せて説明いたします。

4条の4番ですが、事業者はご覧のとおりです。転用場所は穴道町白石の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域であるため、第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域外です。転用目的は自宅進入路です。転用面積は、335㎡のうち62㎡、所要面積も同様62㎡です。事業計画ですが、自宅北西にある市道に接続する進入路を新たに設けるものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

併せて5条の7番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は穴道町白石の1筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整、転用目的ですが、4条の4番と同様です。転用面積は、80㎡、所要面積も同様の80㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、4条の4番で説明しました進入路の設置です。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました4条3件および5条7番につきましては、農地法第4条第2項及び第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 1 番 委 員 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
1 番委員です。同じく4月12日に現地調査班3班で現地を確認しました。4条3件と5条の7番は、いずれも問題なく許可相当と判断いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。
議第126号と、議第127号の番号7番は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。

議第126号と、議第127号の番号7番は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第126号と、議第127号の番号7番は、原案のとおり許可することに決めます。

次に、議第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、番号7番以外を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (議案朗読)

それでは、5条の7番を除いた23件について説明します。

初めに、5条の1番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は、古曾志町の1筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は図面T字のところで68㎡、所要面積は、314.25㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。

事業計画ですが、個人住宅を新築されるものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の2番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は、西川津町の1筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、1番と同様の理由で、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域外です。転用目的は、建売住宅です。転用面積は111㎡、所要面積は、237.73㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、建売住宅を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の3番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は、東持田町の1筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の連たんが見られるため、第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域内ですが、平成31年3月20日付けで農振除外内示があります。転用目的は、農家住宅です。転用面積は969㎡、所要面積も同様の969㎡です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号「集落接続」に該当するものと判断します。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、農家住宅を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の4番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は、竹矢町の1筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域外です。転用目的は、資材置き場と作業車駐車場です。転用面積は225㎡、所要面積も同様の225㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、譲受人が資材置き場と駐車場として使用するものですが、すでに利用が見られ、追認案件として取り扱うものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の5番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は、島根町大芦の1筆です。都市計画区域区分は、都市計画区域外です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域内ですが、平成31年3月20日付けで農振除外内示があります。転用目的は、擁壁の設置です。転用面積は、23㎡、所要面積も同様の、23㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、譲受人の居宅敷地の石垣が崩壊し、危険な状態にあるため、擁壁を設置するものでして、緊急措置としてすでに対応済みです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の6番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は、八雲町東岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域外です。転用目的は、建売住宅です。転用面積は、518㎡、所要面積も同様の518㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、建売住宅3棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次の5条の7番については、4条の4番の関連案件で説明済みです。

次に5条の8番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は、宍道町上来待の1筆です。都市計画区域区分は、都市計画区域内のその他区域です。農地区分は、10ヘクタールの連たんが見られるため、第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域内ですが、平成31年3月20日付けで農振除外内示があります。転用目的は、分家住宅です。転用面積は313㎡、所要面積も同様の313㎡です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号「集落接続」に該当するものです。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を整地し、分家住宅を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の9番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は、八束町二子の2筆です。都市計画区域区分は、都市計画区域外です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域内ですが、平成31年3月20日付けで農振除外内示があります。転用目的は駐車場です。転用面積は、1,039㎡、所要面積も同様の1,039㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、駐車場の敷地拡張をするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の10番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は、八束町馬渡の1筆です。都市計画区域区分は、都市計画区域外です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域内ですが、平成31年3月20日付けで農振除外内示があります。転用目的は、駐車場と庭です。転用面積は、126㎡、所要面積も同様の126㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、隣接する住宅の駐車場、庭として一体的に利用するため、敷地拡張するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の11番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は、八束町江島の1筆です。都市計画区域区分は、都市計画区域外です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農振除外済みです。転用目的は、墓地用地です。転用面積は、7.55㎡、所要面積も同様の7.55㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、過年度中に申請地を造成し、すでに墓地として整備していたもので、追認案件です。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以下、5条の12番から17番まで、墓地用地であり、11番の説明の内容と同じ部分がありますので、重なるところは省略させていただきます。

次に5条の12番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は、八束町江島の1筆です。都市計画区域区分、農地区分は、前番と同様です。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域内ですが、平成31年3月20日付けで農振除外内示があります。転用面積は、7.50㎡、所要面積も同様の7.50㎡です。権利の種類、事業計画、事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の13番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は、八束町江島の1筆です。都市計画区域区分、農地区分は、前番と同様です。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農振除外済みです。

転用面積は、7.57㎡、所要面積も同様の7.57㎡です。権利の種類、事業計画、事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の14番について説明いたします。譲受人、譲渡人をご覧のとおりです。転用場所は、八束町江島の1筆です。都市計画区域区分、農地区分は、前番と同様です。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用区域内ですが、平成31年3月20日付けで農振除外内示があります。転用面積は、7.93㎡、所要面積も同様の7.93㎡です。権利の種類、事業計画、事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の15番について説明いたします。譲受人、譲渡人をご覧のとおりです。転用場所は、八束町江島の1筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整ですが、前番と同様です。転用面積は、7.61㎡、所要面積も同様の7.61㎡です。権利の種類、事業計画、事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の16番について説明いたします。譲受人、譲渡人をご覧のとおりです。転用場所は、八束町江島の1筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整ですが、前番と同様です。転用面積は、6.43㎡、所要面積も同様の6.43㎡です。権利の種類、事業計画、事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の17番について説明いたします。譲受人、譲渡人をご覧のとおりです。転用場所は、八束町江島の1筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整ですが、前番と同様です。転用面積は、6.61㎡、所要面積も同様の6.61㎡です。権利の種類、事業計画、事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の18番について説明いたします。賃借人、賃貸人をご覧のとおりです。転用場所は、東出雲町出雲郷の2筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタールの連たんが見られ、過去に公共投資もあることから1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用区域内ですが、平成31年3月20日付けで農振除外内示があります。転用目的は、駐車場です。転用面積は、1,546㎡、所要面積も同様の1,546㎡です。

許可該当条項は、農地法施行規則第35条第5号に該当するものと判断されます。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を整備し、駐車場用地として既存施設の拡張をするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の19番について説明いたします。借人、貸人をご覧のとおりです。転用場所は、打出町の1筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域です。農地区分は、国が整備したもので甲種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域外です。転用目的は、資材置き場で、一時転用です。平成29年5月から平成31年3月末までの一時転用期間を平成32年3月末まで延長するものです。転用面積は、2,324㎡のうち600㎡で、所要面積も同様の600㎡です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1号イの一時転用に該当するものと判断しています。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を、一時的に資機材を保管する倉庫として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の20番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は、菅田町の1筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域外です。転用目的は、工事中現場事務所プレハブ設置で、一時転用です。転用面積は、286㎡で、所要面積も同様の286㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、施設整備工事実施にあたり、当該工事現場に近い申請地に、工事現場事務所を設置するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の21番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は、竹矢町の1筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅および駐車場です。転用面積は、416㎡で、所要面積も同様の416㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、従来から使用していた農業用倉庫を個人住宅に改築し、駐車場を設置するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の22番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は、東出雲町上意東の1筆です。都市計画区域区分は、都市計画区域外です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域内ですが、平成31年3月20日付けで農振除外内示があります。転用目的は、分家住宅です。転用面積は、392㎡で、所要面積も同様の392㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、分家住宅を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の23番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は、八雲町熊野の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域内ですが、平成31年3月20日付けで農振除外内示があります。転用目的は、分家住宅です。転用面積は、268㎡で、所要面積も同様の268㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、分家住宅を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に5条の24番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は、宍道町東来待の1筆です。都市計画区域区分は、都市計画区域内のその他区域です。農地区分は、過去に公共投資が入っているため、第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域内ですが、平成31年3月20日付けで農振除外内示があります。転用目的は、個人住宅です。転用面積は、400㎡で、所要面積も同様の400㎡です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号「集落接続」に該当するものと判断します。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、個人住宅および駐車場を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました5条7番を除いた5条23件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

長 それでは現地調査班からの報告をお願いします。

議

1 番 委 員 | 1 番委員です。同じく 4 月 1 2 日に現地調査班 3 班で現地調査を行いました。いずれの案件も事務局の説明のとおり、許可相当と判断いたしました。

議 長 | ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 | (なしの声)

議 長 | ないようでございますので、採決いたします。

議 長 | はじめに、議第 1 2 7 号の番号 7 番以外のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号 3 番、8 番、1 8 番、1 9 番、2 4 番を除く案件について採決いたします。

議 長 | 議第 1 2 7 号の番号 7 番以外のうち、番号 3 番、8 番、1 8 番、1 9 番、2 4 番を除く案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 | (異議なしの声)

議 長 | ご異議なしということですので、議第 1 2 7 号の番号 7 番以外のうち、番号 3 番、8 番、1 8 番、1 9 番、2 4 番を除く案件については、原案のとおり許可することに決めます。

議 長 | 次に、議第 1 2 7 号の番号 7 番以外のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号 3 番、8 番、1 8 番、1 9 番、2 4 番について、採決いたします。

議 長 | 議第 1 2 7 号の番号 3 番、8 番、1 8 番、1 9 番、2 4 番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

議 長 | (異議なしの声)

議 長 | ご異議なしということですので、議第 1 2 7 号の番号 3 番、8 番、1 8 番、1 9 番、2 4 番は、原案のとおり許可相当であると確認することに 決めます。

議 長 | 次に、議第 1 2 8 号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 | (議案朗読)

事 務 局 | 議題 1 2 8 号非農地確認についてご説明いたします。議案と『非農地確認について』の説明資料を併せご覧ください。

事 務 局 | 今月上程いたします非農地証明願は 1 件 1 筆です。

事 務 局 | それでは、番号 1 番の案件についてご説明いたします。

事 務 局 | 土地の所在は、西川津町の市街化調整区域、農用地区域外の畑 1 筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、大内谷 1 号線から大内谷線を南に約 6 0 メートル進んだ地点の北東約 6 0 メートルの地点に位置しており、昭和 4 0 年頃から、耕作に不便な為耕作放棄されており、現在は雑木等が繁茂し農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、松本一徳農地利用最適化推進委員です。

議 長 | 以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。説明は以上です。

議 長 | それでは、推進委員確認分なので、現地確認を行った事務局職員からの報告をお願いします。

事 務 局 | 現地確認した際の現地の状況です。番号 1 番の案件ですが、4 月 1 1 日に申請者の立ち合いの下、松本一徳農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、約 5 0 年前からすでに耕作に不便なため耕作放棄され、現在は、雑木等が繁

議 長 茂し、今後耕地としての再生は困難な状況です。説明は以上です。

議 長 はい、事務局職員からの報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ただいまの事務局からの説明と、職員からの現地確認報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決します。議第128号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第128号は原案のとおり確認することに決めます。

次に議第129号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案朗読)

それでは議案129号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。

はじめに農用地利用集積計画の相對契約についてご説明いたします。まず利1は生馬地区の更新案件です。利2は朝酌地区の更新案件です。利3は竹矢地区の更新案件です。利4と利5は鹿島地区の新規案件です。利6は東出雲地区の更新案件です。利7と利8は玉湯地区の案件で、このうち利7は新規案件です。利9から利26は宍道地区の案件で、このうち利12と利26が新規の案件です。利27から利30は八束地区の案件で、このうち利27と利28、利29の一部が新規案件です。

以上、今回の利用権設定における相對契約の地目別面積は、田60,343㎡、畑21,023㎡、合計面積81,366㎡となります。

続きまして、利用集積計画の転貸契約についてご説明します。始めに転1から転4は古江地区の新規案件で、すべて機構の転貸です。転5は生馬地区の新規案件で、JAの転貸です。転6は生馬地区の新規案件で、機構の転貸です。転7から転9は朝酌地区の新規案件で、機構の転貸です。転10は美保関地区の新規案件で、機構の転貸です。転11は東出雲地区の新規案件で、機構の転貸です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田21,788㎡、畑5,923㎡、合計面積27,711㎡となります。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第129号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第129号は、原案のとおり決定することに決めます。

次に、報告に入ります。報告第43号「会長専決処分の報告」、報告第44号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

議 長 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

以上で議事を終了しましたので、第22回松江市農業委員会総会を閉会いたします。

